

# 「標準報酬月額」を従業員の皆さまへお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された算定基礎届により、9月から翌年8月までの「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、「被保険者標準報酬決定通知書」により通知します。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、被保険者の皆さまに必ず通知していただきますようお願いいたします。

## 1 被保険者への通知義務

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければなりません。

- (1) 被保険者の資格取得又は喪失
- (2) 標準報酬月額の決定又は改定
- (3) 標準賞与額の決定
- (4) 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5) 上記(4)の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- (6) 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7) 上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

## 2 通知方法

被保険者又は被保険者であった者への通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願いいたします。

# 平成29年9月分から 厚生年金保険料率が変わりました

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

平成29年9月分(同年10月31日納付期限分)からの保険料率は、次のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	18.182%	18.184%
	13.182%～15.782%	13.184%～15.784%
変更後	18.300%	
	13.300%～15.900%	

\* 厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した率となります。

\* 免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

## 〈事業主の皆さまへお願い〉

- 厚生年金保険料率の改定については、被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 事業主は、被保険者の方に取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などについて、法律により必ず通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。